

宮城県

公文書館だより

第16号



- ・所蔵資料の紹介「明治時代の小学校教員免許状」
- ・平成21年度企画展「師範学校 一明治期の宮城の教員養成一」
- ・公文書館の仕事
- ・宮城県の一口知識「宮城集治監」
- ・寄贈図書、お知らせ

所蔵資料の紹介

一明治時代の小学校教員免許状一

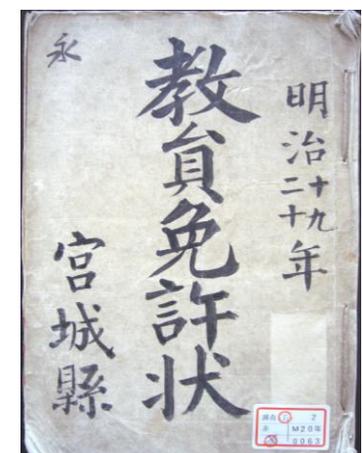
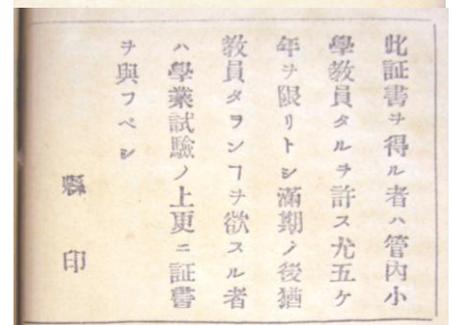
平成21年（2009年）4月から教員免許更新制が始まりましたが、明治時代の小学校教員免許も有効期間が規定されており、満期後も教員を続けたい場合は試験等により更新しなければなりませんでした。

明治5年（1872年）8月に公布された「学制」では「小学校教員は師範学校卒業免状を有する者」と規定しており、師範学校卒業證書が教員免許でした。仙台師範学校全科卒業證書（様式）の裏には「・・・五ヶ年ヲ限リトシ満期ノ後猶教員タラン事ヲ欲スル者ハ学業試験ノ上更ニ証書ヲ與フベシ」と記載されています。（『本県乙号達 勸業課』[M11-0061]）

明治12年（1879年）9月に公布された「教育令」では「公立小学校教員は師範学校卒業證書を有する者」と規定するとともに、「師範学校に入学しなくても学業試験に合格した者には師範学校卒業證書を与える」とし、「検定試験」による教員免許状（師範学校卒業證書）の取得について規定しました。その一方で、教員不足を反映してか、郡市が推薦する優秀な人材や教員免許状（師範学校卒業證書）の失効者に無試験で教員免許を許可するケースも少なくありませんでした。（『教員免許状』[M20-0063]）

明治19年（1886年）6月、「小学校教員免許規則」が制定され、教員免許について初めて明確に規定されました。この規則で、小学校教員免許状を普通免許状（文部大臣授与、全国有効）と地方免許状（府県知事授与、府県のみ有効）に分け、「地方免許状は尋常師範学校卒業生もしくは小学校教員学力検定試験合格者に授与する」と規定し、師範学校卒業證書と教員免許状を分離しました。そして、地方免許状の有効期間を5年とし、優秀教員には無期（終身有効）の地方免許状を与えました。

この後、明治33年（1900年）8月に公布された「改正小学校令」で、小学校教員免許状は普通免許状（文部大臣授与、全国有効）と府県免許状（府県知事授与、府県のみ有効）に分けられますが、大正2年（1913年）7月に普通免許状と府県免許状（地方）の区分がなくなりました。



師範学校—明治期の宮城の教員養成—

明治5年(1872年)8月に「学制」が發布されると、全国各地で小学校の開設が相次ぎ、翌年には1万3558校に上りました。学制では「小学校教員は師範学校卒業免状を有する者でなければならない」(第四十章)と規定しましたが、当初は地域の有識者が独自に授業を行っている状況だったため、授業方法を修得した小学校教員の養成が急務となりました。そこで明治政府は、同年9月、東京に小学校教員養成機関である“師範学校”(東京師範学校)を設置しました。

明治6年(1873年)8月、明治政府は東京に続いて仙台に官立宮城師範学校を設置しました。一方、県は明治8年(1875年)に短期間での教員養成(教員の速成)を目的とした小学校教員伝習学校を設立しました。そして、明治11年(1878年)、官立宮城師範学校が廃止されると、仙台師範学校(明治9年に小学校教員伝習学校から改称)が宮城県の教員養成の中核となりました。その後、宮城師範学校、宮城県尋常師範学校、宮城県師範学校と名称・体制などを変えながら発展し、小学校教員の養成に努めました。

その一方、教員不足は一向に解消されず、師範学校卒業生以外でも小学校教員免許検定試験の合格者に教員免許状を与えるなどして、教員の確保に努めなければなりません。明治期を通して、小学校教員をいかに養成し、確保するかということが宮城県の重要な課題のひとつでした。

今回の展示では、明治期の師範学校関係資料から、師範学校の教育内容や諸規則、師範学校生徒の学校生活、教員免許など、明治期の師範学校及び宮城県における教員養成について紹介します。

— 主な展示資料 —

配架番号	資料名
M06-0025	官立宮城師範学校生徒募集の件達
M06-0064	生徒退校処分の件通知
M08-0174	伝習学校設立に関する建議書
M08-0057	当県管下江伝習学校設立之儀二付伺
M11-0084	仙台師範学校拡充に伴う徴収金の件達
M11-0061	仙台師範学校罰則
M14-0092	宮城師範学校教育課程表
M19-0020	宮城師範学校制服
M10-0065	女子師範学科設置の件達
M22-0035	宮城県尋常師範学校女子部炊事規則
T03-0035	宮城県女子師範学校敷地及附近状況図
M20-0055	宮城県尋常師範学校分団編制図
M29-0009	小学校訓導任命の件願
M33-0008	生徒食費増加支給の件伺及び献立表
M33-0008	小学校教員夏季講習の件達
M15-0093	宮城師範学校卒業證書様式
M20-0063	教員免許証御下渡之義上申
M14-0092	小学教員志願者試験規則
M41-0113	小学校教員試験検定学科及日時割

宮城県公文書館企画展

師範学校

— 明治期の宮城の教員養成 —

当県管下江伝習学校設立之儀二付伺

期 間 平成21年10月8日(木)
~平成22年1月31日(日)

場 所 宮城県公文書館3階展示室
【入場無料】

宮城師範学校発祥之地

宮城師範学校発祥之地碑

宮城県公文書館 仙台市宮城野区榴ヶ岡5
TEL022-791-9333 FAX022-297-1633
<http://www.pref.miyagi.jp/koubun/>

※現在、開催中です。

公文書館の仕事

◎閲覧・複写サービス及び複写物の掲載・出版について

当館で所蔵している資料（簿冊、絵図面）は、2階閲覧室窓口に「閲覧申請書」を提出することで閲覧することができます。（個人情報や損耗状況等により非公開のものは除く。）ただし、複製物（マイクロフィルム等）がある場合は、複製物での閲覧となります。さらに、複写を希望する場合は同じく2階閲覧室窓口に「複写申請書」を提出することになります。（複写により損傷する可能性があるものは除く。）複写は当館職員が行いますが、マイクロフィルムの場合は申請者本人が行います。（マイクロフィルムリーダーの使用方法については職員にお尋ねください。）複写料金は一枚10円で、カラーコピーサービスは行っておりません。また、デジタルカメラを持参して撮影することもできます。この場合、複写料金は無料です。

当館所蔵資料の複写物を出版物等に掲載する場合は別途申請が必要です。複写物を利用する際は事前に当館まで連絡をお願いします。

公文書館見学

平成21年10月23日（金）、東北大学文学部・大学院文学研究科日本史専攻の学生20名が、アーカイブズに関する授業の一環として当館を訪れました。当館の概略と公文書についての説明を行った後、閲覧室と書庫を見学しました。特に、通常入ることのできない書庫では明治・大正期の大量の文書を目の当たりにし、配架方法や書庫環境（温湿度の設定等）について質問するなど、興味深そうに見学していました。

見学会を通して公文書館について紹介し、公文書館の役割及び公文書の管理の重要性を理解していただくとともに、一人でも多くの方々に当館の所蔵資料を利用していただきたいと考えております。今後も、見学会の受入れを行いますので、お気軽に当館までご連絡ください。

宮城県の一口知識

宮 城 集 治 監

日本初の集治監（明治時代の刑法に定める囚人拘禁施設、刑務所の前身）。明治政府が欧米の監獄（刑務所）制度を導入すると、各地で洋風獄舎を建設する計画が進みました。そして、明治10年（1877年）に西南戦争が起こると、多数の国事犯が宮城県にも送られることになり、明治政府は宮城監獄とは別の新たな監獄の建設に着手しました。こうして、明治12年（1879年）8月、仙台の若林城趾に完成したのが「宮城集治監」でした。宮城集治監の獄舎は、中央に六角塔があり、1・2階はホールと看守見張所、3・4階は独房、そして六角塔から6棟の2階建獄舎が六方へ放射状に突き出た独特な形状を備えていました。これは「雪形六出の構へ」と呼ばれ、囚人の監視に適した構造でした。（この構造は“パノプティコン”と呼ばれ、イギリスで刑務所施設として考案された。）

宮城集治監の囚人は土木工事の貴重な労働力となりました。例えば、明治18年（1885年）、宮城集治監は貞山運河の第5・6工区改修工事を請負い、工費の一部（金貳千七百円）を県から受領しています。

明治36年（1903年）、宮城集治監は宮城監獄と統合されて宮城監獄と改称し、さらに大正11年（1922年）に宮城刑務所と改称しました。その後も「雪形六出の構へ」の建物は長く使用されましたが、老朽化に伴い、昭和48年（1973年）に解体されました。



寄贈図書

関係機関から寄贈された図書（一部）をご紹介します。

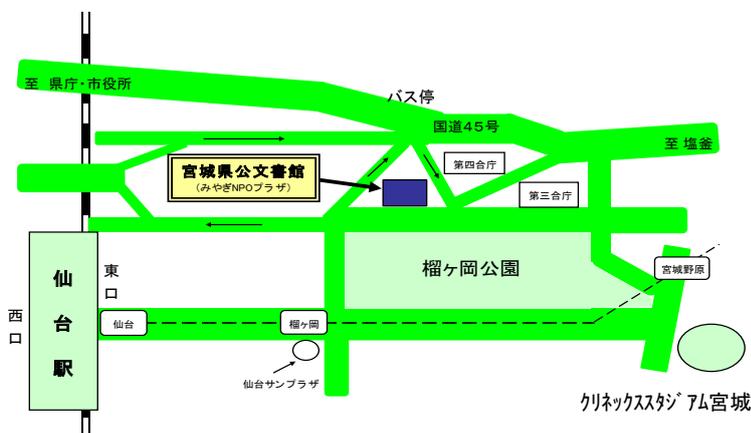
- 『仙台市史 通史編7 近代2』 仙台市
- 『市史せんだい vol.19』 仙台市博物館
- 『東北大学百年史 11』 東北大学百年史編纂室
- 『東北大学史料館だより 第11号』 東北大学史料館
- 『企画展のまとめ 第6集』 山元町歴史民俗資料館
- 『三角屋根のあったまち』 まち遺産ネット仙台
- 『国立公文書館年報 第38号』 独立行政法人国立公文書館
- 『文化資料室ニュース 第8号』 札幌市文化資料室
- 『平成20年度神奈川県立公文書館年報』 神奈川県立公文書館
- 『大阪市公文書館研究紀要 第21号』 大阪市公文書館
- 『文書館だより 第14号』 福井県文書館
- 『山口県文書館研究紀要 第36号』 山口県文書館
- 『市史だより F u k u o k a 第9号』 福岡市史編さん委員会
- 『ARCHIVES 第37号』 沖縄県公文書館

お知らせ

過日、平成22年4月に宮城県婦人会館が当館3階に移転することが決定しました。これに伴う改修工事のため、閲覧室及び展示室を一定期間閉鎖することになりました。閉鎖する期間が確定し次第、当館ホームページに掲載いたします。利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

利用案内

- 1 開館時間 午前9時から午後5時まで
- 2 休館日 月曜日、国民の祝日・休日（土曜日・日曜日に当たる日を除く）、年末年始、特別整理期間
- 3 交通のご案内 JR仙石線榴ヶ岡駅下車（徒歩7分）
仙台市営バス・宮城交通「第四合同庁舎前」下車（徒歩3分）



公文書館だより

—第16号—

平成21年12月11日発行
編集発行

宮城県公文書館

〒983-0851

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5

TEL022-791-9333

FAX022-297-1633